

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、本県の手数料等収納窓口において、県民等の利便性向上のため、従来のPOSレジスターによる現金納付に加えてクレジットカード、電子マネー、コード決済等によるキャッシュレス決済を可能とするために必要な端末（以下「決済端末」という。）を導入するとともに、クラウドPOSシステムを導入することにより、収納事務のDX化及び管理業務の効率化等による業務の質の向上を目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年8月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 事業予算額

224,829千円（消費税および地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年2月4日（水）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

① 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時

② 提出方法

電子メールにより提出すること。（送付先メールアドレス：kaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp）

件名を「広島県手数料等収納窓口に係るPOSレジスター調達及びキャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託等業務委託についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月5日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県会計管理部会計総務課（広島県庁本館1階）

② 提案書提出期限

令和8年3月11日（水）午後1時（必着）

③ 提出書類

「広島県手数料等収納窓口に係るPOSレジスター調達及びキャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託等業務委託」企画提案書作成要領による書類

(5) 提案書に関する審査

① 実施日

令和8年3月16日（月）

② 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者（審査への参加は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の業務受託責任予定者とする。）

③ 時間

1 提案者当りの説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

ア プレゼンテーション：20分以内

イ 質疑応答：10分以内

④ 方法

オンライン（URLは別途通知）

⑤ その他

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

⑥ 結果通知日

令和8年3月17日（火）

(6) 提案書の取下げについて

① 提出した提案書を取下げる場合は、速やかに「取下げ願い書」【様式8】を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

② 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

③ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び誓約書	【様式1】 ※企業グループで参加する場合は、グループ構成書【様式5】及び委任状【様式6】をあわせて提出すること。
イ 会社概要説明書	【様式3】
ウ 業務実績書	【様式4】
エ 印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
オ 登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
カ 財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
キ 納税証明書	広島県の納税証明書（広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方法人特別税について滞納がないこと」を称した書面）及び消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（受付日前3か月以内に発行されたものに限る）の写し（様式については、「令和7～9年広島県物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の受付（随時受付・政府調達）」の別紙「入札参加資格審査の申請に係る納税証明

	についてのお願い」参照※) ※ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/r7-9zuizisinnsei.html
ク 機密データの保存等に関する申出書	【様式7】

※ 提出部数は1部。

※ なお、令和7年～令和9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されている場合にあっては、エヘキの提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書等について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県会計管理部会計総務課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年3月24日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年3月30日（月）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

別紙「仕様書」のとおり。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 企画提案書評価基準

(5) 企画提案書作成要領

(6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び誓約書

【様式2】仕様書要等に対する質問書

【様式3】会社概要説明書

【様式4】業務実績書

【様式5】グループ構成書

【様式6】委任状

【様式7】機密データの保存等に関する申出書

【様式8】取下げ願い書

【問い合わせ先】

広島県会計管理部会計総務課 担当 岩本、宮里、樂市

電話 082-513-2112 (ダイヤルイン)